

ソフトウェア使用許諾およびサービス契約書

本契約は、株式会社ウェブジョブズ（以下「当社」といいます）とおお客様との間に適用され、QA ZERO（ソフトウェア、マニュアルなどの関連書類及び電子文書並びにそれらのアップデート版を含みます。総称して以下「本ソフトウェア」といいます）に関して締結するソフトウェアライセンス使用許諾およびサービス契約書です。

本ソフトウェアをご注文いただく前に、本契約の内容を必ずご確認ください。当社指定の発注書を当社がおお客様から受領した時点で、本契約の適用を受けることに同意したものとみなされます。

第1条（定義）

本ソフトウェアおよびサービスは、お客様の自社内に独自のアクセス解析サーバーを構築する自社解析サーバーソフトウェア QA ZERO と導入サポートおよび導入後のアップデート & サポートを提供するサービスです。

1. 当社

日本国会社法（平成17年法律第86号）の定めに基づき設立された日本国法人である株式会社ウェブジョブズ（本店所在地：兵庫県神戸市中央区小野浜町1番4号デザイン・クリエイティブセンター神戸、代表者：代表取締役丸山耕二）をいいます。

2. お客様

本ソフトウェアを利用される会社もしくは個人、もしくはお客様の社内業務をサポートすることを目的として外部委託されている第三者の請負会社を含みます。

3. 本ソフトウェア

当社が開発しその著作権を保有する「QA ZERO」ソフトウェアをいい、そのソフトウェアライセンスの形態は、お客様サイトの月間PV上限数により次の3つに分類されます。

- (1) QA ZERO Business 50…月間合算PV数が50万PVまでのサイトで機能するライセンス
- (2) QA ZERO Business 200…月間合算PV数が200万PVまでのサイトで機能するライセンス
- (3) QA ZERO Enterprise…月間合算PV数が200万PV以上のサイト、または複数サイトドメインを利用するためカスタマイズに対応するライセンスライセンス

ライセンスは1ビューで1つのライセンスを提供します。

4. 1ビュー

1ビューとは、1ドメインのデータ、もしくはトップレベルドメインとサブドメインを含む全データを合算したものを閲覧できる単位を指します。各ドメインを個別に閲覧したい場合は、複数ビューにカスタマイズする必要があり、QA ZERO Enterprise が必要です。

5. 月間PV上限数

月間PV上限数とは、1ビューあたりの月間合算PV数のことをいいます。QA ZERO Business 50 は月間50万PV上限、QA ZERO Business 200 は月間200万PV上限です。月間200万PVを超える場合は、QA ZERO Enterprise が必要です。

6. 本ソフトウェアの使用許諾

当社がおお客様に本ソフトウェアを許諾することをいいます。

7. ライセンス使用权

本ソフトウェアの使用許諾を受けた地位であって、発注書を受領した時点の本ソフトウェアに紐づくライセンス使用权をおお客様は保有します。アップデート & サポート契約を締結したお客様は、当社が提供する修正、新しいバージョン等アップデートを含んだ本ソフトウェアのライセンス使用权を保有します。

8. 販売プラン

ライセンスの販売プランは以下2プランから選択します。

- (1) 買い切りプラン…ライセンス費用を初期導入時に全額支払うプランであり、アップデート&サポートは別途契約が必要
- (2) サブスクプラン…ライセンスごとに決まった月額費用を支払うプランであり、アップデート&サポートが含まれる

9. サービス

サービスとは、導入時の初期設定代行・初期設定サポート、導入後のアップデート&サポートのことをいいます。

(1) 初期設定代行・初期設定サポート

導入時のサポートには2種類あり、お客様はいずれかを選べます。導入前にはヒアリングシートをもとに要件定義を行います。

- 1 初期設定代行…初期設定をすべて当社で行う
- 2 初期設定サポート…お客様が初期設定を行う際の問い合わせ対応

(2) アップデート&サポート

アップデート&サポートとは、導入後の製品サポート、問い合わせ対応、アップデート版の提供が含まれた契約です。サブスクプランは月額費用に含まれていますが、買い切りプランは別途契約が必要です。

- 1 本ソフトウェアの機能追加および不具合調整等アップデート版の提供
- 2 本ソフトウェアに関する導入後の製品サポート

10. QA ZERO サーバー

QA ZERO および必要なミドルウェアをインストール設定するデータ収集・計測用サーバーをいいます。

QA ZERO サーバーから計測タグを発行し Web サイトのデータを計測します。

第2条（許諾、使用权）

1. 本契約に基づき、当社が推奨し仕様書に指定するサーバーインフラ環境においてお客様が使用される場合にのみ、お客様に対し、本ソフトウェアを使用するための限定的、譲渡不能、サブライセンス不能、非独占的な使用权を許諾します。
2. お客様のアクセス解析、データ分析等の社内業務での利用のみを目的とし、発注書で指定された本ソフトウェアを対象とします。
 - (1) 当社とお客様が導入サポート時にヒアリングシートをもとに要件定義を行い、要件定義完了以降に使用限度を超過した場合、お客様は当社からの要請に応じて速やかに本ソフトウェアの追加発注を実行するものとします。
3. 本ソフトウェアは特に断りのない限り、GNU General Public License version 2.0 またはそれ以降に基づき使用許諾されます。
4. お客様はプログラムを自由に改変することができますが、当社は、当該改変の結果本ソフトウェアにおいて生じるいかなる不具合も保証しません。お客様はソースコードの改変がお客様自身の責任で行われることに同意するものとします。
5. 本ソフトウェアに関して、著作権は許諾されていません。ソースコードを改変する場合は、GNU General Public License の条件を遵守してください。
 - (1) GNU General Public License

<https://www.gnu.org/licenses/licenses.html>

第3条（サービス）

本契約のサービスには、導入時の初期設定代行・初期設定サポート、導入後のアップデート&サポートがあります。お客様はサービスの提供を受けるにあたり、当社が調査・回答するために必要な情報を提供する必要があります。情報提供にあたりかかる費用はお客様負担とします。

本ソフトウェアは、「GNU General Public License version 2.0」またはそれ以降のバージョンに準拠して使用許諾がなされるものであり、お客様が本ソフトウェアに改変を加える行為は禁止されていませんが、当社の事前の承認を得ることなく本ソフトウェアに改変を施し、または、本ソフトウェア以外のプログラム・ソフトウェアと一体として作動する設定を行った場合には、その改変等の程度を問わず、当社は本ソフトウェアに関する動作保証・サポートその他の一切の義務と責任を負いません。

お客様による本ソフトウェアの改変、目的外の使用、当社が定める仕様に基かない利用等に起因する問題については、サービスの提供ができません。

2. 導入時の初期設定代行・初期設定サポート

- (1) 導入時の初期設定代行・初期設定サポートは有償導入サービスです。
- (2) 初期設定代行・初期設定サポートでは、導入前にはヒアリングシートをもとに要件定義を行います。
- (3) 初期設定代行とは、お客様が用意するサーバーインフラ環境での構築を、当社がお客様の代わりに行うサービスです。
- (4) 初期設定サポートとは、お客様が用意するサーバーインフラ環境での構築を、お客様自身が行うときに当社が支援するサービスです。メールでの問い合わせ対応、調査対応、ミーティングの実施等が含まれます。ただし特別な理由がない限り、基本的には初期設定代行により当社が作業を行うことを推奨しています。

3. 導入後のアップデート&サポート

- (1) 導入後のアップデート&サポートは有償サポートサービスであり、本ソフトウェアの機能追加および不具合調整等アップデート版の提供と製品に関するサポートが受けられます。
- (2) アップデート&サポート契約はサブスクリプションでは月額費用に含まれていますが、買い切りプランは別途契約が必要です。
- (3) 買い切りプランのアップデート&サポート契約は最低契約期間を6ヶ月です。
- (4) アップデート版を使用するためには、お客様はまず、アップデートの資格があるものとして当社が認定した本ソフトウェア製品の使用許諾が必要です。アップデートの適用以降は、お客様は、アップデート前の本ソフトウェアを個別のソフトウェア製品として使用できないものとします。
- (5) サポート対応について
 - 1 メールでのサポート対応であり、当社が定める営業日（土日祝日、年末年始および当社指定休日除く）の10:00~17:00がサポート対応時間とします。
 - 2 マニュアル、製品仕様、製品不具合発生時の対応等に関する問い合わせに対応します。
- (6) アップデート&サポート契約の申込みについて
 - 1 納品日（もしくはアップデート&サポート契約満了日）から期間を空けてアップデート&サポート契約を締結（もしくは再締結）する場合、納品日（もしくは契約満了日）に遡ってアップデート&サポート契約の料金をいただきます。

4. 外部ソフトウェアとの連携

- (1) 本ソフトウェアには外部ソフトウェアと連携する機能が含まれています。外部ソフトウェアと連携する際に必要な認証情報は、お客様が使用・管理する各外部ソフトウェアベンダーのアカウント等となります。お客様による外部ソフトウェアとの連携機能の利用は、お客様と外部ソフトウェアベンダーとの間の利用規約に基づくものとし、お客様はこれらの規約を遵守するものとします。
- (2) 当社は本サービスと連携する外部ソフトウェアの製品もしくはサービスを保証またはサポートいたしません。お客様は自らの責任で外部ソフトウェアとの連携を行うものとします。当社は外部ソフトウェアとの連携機能について継続的な可用性を保証せず、外部ソフトウェアが外部サービスとの連携を中止した場合（この例に限りません）など、連携機能サービスの提供が困難なとき、お客様に返金またはその他の補償を受ける権利を与えることなく提供を中止することができます。また、外部ソフト

ウェアのアカウント等認証情報が第三者に利用されたことによって生じた損害または損失については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第4条（本ソフトウェア使用の制限事項）

1. 本契約で明示的に許諾された場合を除き、お客様は当社の事前承諾なく、本ソフトウェアの全部又は一部を、第三者に頒布、開示、譲渡、販売、レンタル、リース、再使用許諾、移転等してはなりません。
2. 本ソフトウェアは、お客様のアクセス解析、データ分析等の社内業務での利用のみを目的としています。それ以外の目的で本ソフトウェアをインストールまたは使用してはなりません。
3. 本ソフトウェアに付された著作権、商標、標章その他の知的財産権の表示又は秘密表示を削除又は変更してはなりません。
4. GNU General Public License の条件を遵守せず、本ソフトウェアと類似または競合する製品、システム、またはサービスを開発してはなりません。
5. 本ソフトウェアによって提供される機能を、GNU General Public License version 2.0 またはそれ以降に基づかない範囲の複製、修正、転載、改変、変更、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル、翻訳あるいは解析する行為を行ってはなりません。

第5条（権利帰属）

1. 本ソフトウェアは、著作権法及び著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。本ソフトウェアは使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。その権利はお客様には移転せず、著作権、特許権、営業秘密、商標、標章、発明その他の知的財産に関する黙示の許諾もありません。本ソフトウェア及びその改変物、機能追加、アップデート、派生物等に関する著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウその他一切の権利は、当社に帰属します。
2. 当社がお客様のためにカスタマイズした部分の著作権等についても、別段の定めをしない限り、前項と同様当社に留保されるものとします。ただし当社は、当該カスタマイズ部分に含まれるお客様の営業秘密やお客様が提供した素材を他の用途に使用いたしません。

第6条（ユーザーID およびパスワード、ライセンスキーの管理）

本ソフトウェアの使用において、お客様に固有のライセンスキーを発行します。ライセンスキー発行のためにメールアドレスの登録が必要となります。お客様は自己の責任において、ユーザーID および発行されたライセンスキーの管理および保管をするものとし、これを第三者に利用・貸与・譲渡・売買等を行ってはならないものとします。ユーザーID およびライセンスキーの管理不十分による損害の責任はお客様が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第7条（納品）

当社指定の発注書を当社がお客様から受領した日から1週間程度で、導入時の初期設定代行・初期設定サポートにおける要件定義の日程調整を行います。要件定義完了後、本ソフトウェア、ライセンスキーおよび仕様書等関連マニュアルを納品します。

第8条（本ソフトウェアおよびサービスの利用料金、支払方法）

1. 利用料金

当社は本ソフトウェアおよびサービスの提供にあたり、お客様に見積書を提出します。お客様は見積書の内容を確認し、当社指定の発注書を当社がお客様から受領することで、利用料金について合意したものとみなされます。

お客様が利用料金その他本契約に基づく金銭債務の支払を遅滞した場合、お客様は、支払期日の翌日から完済の日まで、年3%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

利用料金は予告なしに変更される場合があります

2. 支払方法

- (1) 本ソフトウェア納品もしくは導入時の初期設定代行・初期設定サポート作業完了後、当社が提出する請求書に指定された銀行口座に、お客様は銀行振込により当社に支払い、振込手数料はお客様の負担とします。
 - (2) 納品完了後もしくは導入時の初期設定代行・初期設定サポート作業完了後、当月末締翌月末払いとなります。
 - (3) アップデート&サポートについては、毎月初めに当月分費用の請求書を当社より提出します。指定された銀行口座に、お客様は銀行振込により当社に支払い、振込手数料はお客様の負担とします。
3. 契約期間および更新
- (1) 契約期間は、見積書・発注書等により双方合意した内容によるものとします。
 - (2) 契約期間満了後、お客様もしくは当社より事前の申し出がない限り、同一条件で自動更新されるものとします。
4. お客様による解約
- (1) お客様は、当社所定の方法により、本契約の解約を申し出ることができるものとします。
 - (2) 解約の申し出を当社が受理した後、契約期間満了日をもって契約終了とします。
 - (3) 契約期間中の途中解約はできないものとします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。
5. 既に支払われた利用料金は、理由のいかんを問わず返金しないものとします。ただし、当社が認めた場合はこの限りではありません。

第9条（返品・キャンセル）

1. 当社指定の発注書を当社がお客様から受領した時点でキャンセルは一切受け付けできないものとします。ただし、納品および導入時の初期設定代行・初期設定サポート作業終了後、お客様の責に帰すべき事由によらずして、以下の各号の一に該当する事由が生じた場合を除きます。
2. 当社が誤ったライセンスキーもしくは zip ファイルをお客様に納品し、または本ソフトウェアに初期不良が発見され、かつ、原則ライセンスキー到着後7日以内に当社の手続に従ってお客様からの連絡を当社が受けた場合
3. 原則納品および導入時の初期設定代行・初期設定サポート作業終了後7日以内にお客様から当社が連絡を受け、アクセス解析を目的としたデータ取得が一切行われなかった原因が本ソフトウェアの瑕疵である、と当社が確認した場合
4. リコールなど当社の事情によりキャンセル・返品等の受け付けが決定され、当社が当該条件を承諾した場合
5. 本契約に同意する以前に決済が完了している、かつ、ライセンスキーが発行されていない場合、返金方法は銀行振込にて返金を行います。振込手数料はお客様負担とし、振込手数料を差し引いた金額を返金するものとします。

第10条（お客様の義務）

1. お客様はアクセス解析、データ分析等の社内業務での利用を目的とした、本ソフトウェアの利用に十分または必要なサーバーインフラ、ネットワーク、ミドルウェアアプリケーション等を自らの責任と費用で確保・維持するものとします。当社が自らの裁量で適用する技術要件、仕様書を変更する場合、かかる変更は事前にお客様に通知します。
2. お客様は、本ソフトウェア、サーバーインフラ等への不正アクセスまたは不正使用を防止するための合理的な保護措置を実施し、対応不十分による損害の責任はお客様が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。
3. お客様が義務を怠った場合は、当社は、瑕疵担保責任、品質保証責任、又はその他一切の責任を負わないものとします。

第 11 条（保証）

1. 当社は、当社が仕様書で指定した環境において、本ソフトウェアの仕様に従って稼働することを保証します。
2. 本ソフトウェアが導入時において前項の規定に従って稼働しなかったときは、第 9 条における対応をお客様と協議します。
3. 本ソフトウェアの仕様不適合が以下のいずれかの場合に生じたときは、当社はお客様に対して、当該仕様不適合につき何らの責任も負いません。
 - (1) 当該仕様不適合が、本ソフトウェアと第三者のソフトウェアとの組合せ、又はネットワークの不調に起因する場合
 - (2) 本ソフトウェアを当社が指定した動作環境又は動作条件とは異なる環境又は条件下で使用した場合
 - (3) 本ソフトウェアが、当社以外の者によって、当社の承諾なく改変された場合
 - (4) その他、当社の責めに帰すべからざる事由による場合
4. 本条規定は、本ソフトウェアの瑕疵、不具合及び保証に関する当社の一切の責任を規定したものであり、当社は、理由のいかんにかかわらず、お客様に対して、金銭的責任を含め、本条以外には一切の保証をせず、かつ責任を負わないものとします。

第 12 条（第三者による権利侵害）

1. 万が一、第三者が本ソフトウェア及び付属ドキュメントに関連する著作権等の全部又は一部を侵害していることを発見した場合、当社は当該著作権等を保護するために行う措置を行います。
2. 当社は、第三者の侵害行為を排除するため、第三者に対する差止請求等の必要な措置を講じる権利を有します。

第 13 条（秘密保持およびデータ保護）

1. お客様及び当社は、本契約の履行に関して相手方から秘密である旨を表示して開示された技術上、営業上、又は業務上の情報（以下「秘密情報」という。）について、善良なる管理者の注意をもってその秘密を保持するものとし、本契約の目的外に使用せず、秘密情報を第三者に開示してはならないものとします。
2. 前項にかかわらず、次の情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 既に公知のもの又は自己の責に帰すことのできない事由により公知となったもの
 - (2) 相手方から開示を受けた時点で既に保有しているもの
 - (3) 守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの
 - (4) 相手方から書面により開示を承諾されたもの
3. 秘密保持義務は、本契約が終了した後も存続します。
4. 当社及びお客様は、個人データの収集、使用、保存、処理、及び削除に関して、適用されるデータ保護法規制に従い、データ主体のプライバシーを尊重し保護するための適切な措置を講じるものとします。
5. データ主体は、自己に関する個人データにアクセスし、これを訂正または削除する権利を有します。当社は、これらの権利の行使に対して合理的な期間内に対応します。
6. 当社は、個人データのセキュリティを保護するために、適切な技術的および組織的措置を実施します。これには、データの不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩の防止措置が含まれます。
7. データ侵害が発生した場合、当社は適用される法律に従って、関連する監督機関及び影響を受けるデータ主体に対して、遅滞なく通知を行います。
8. 当社が第三者にデータの処理を委託する場合、当該第三者がデータ保護法規制を遵守することを要求し、適切なデータ保護契約を締結します。
9. 個人データの国際的な転送は、適用されるデータ保護法規制に従ってのみ行われ、適切な保護措置が講じられるものとします。

第 14 条（分離可能性）

本契約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等によりある管轄地において無効、違法等の判断を受けた場合でも、その他の条項は継続して効力を有するものとします。

第 15 条（免責事項）

1. 本ソフトウェアの利用により、サイトアクセスデータおよび行動データとして計測・取得した情報等の完全性・正確性・確実性・有用性等を有すること、お客様の特定の目的に適合すること、期待する水準に達していること、本ソフトウェアの動作速度の低下または障害等による不具合が生じないこと、すべてのサイトのアクセスデータを計測・取得できること、お客様に適用される法令・ガイドラインまたは業界団体の内部規則等に適合することについて、明示的または黙示的にも何ら保証も行いません。
2. 当社は、いかなる場合も、間接損害、派生損害、逸失利益、特別の事情から生じた損害（損害発生につき当社の子見の有無を問わない）、データの消失、及びその他、本契約に明示的に定めのない金銭責任は一切負いません。
3. 当社がお客様に損害賠償責任を負う場合があったとしても、本ソフトウェアの使用により生じる申し立て、請求、訴訟によって発生する損失や損害について、お客様やその他の当事者に対して当社が負う累積的な責任の総額は 5 万円を限度とします。ただし、当社の故意又は重過失による場合を除きます。
4. 当社はお客様間の通信や活動には関与しません。本ソフトウェアおよびサービスを利用した中でお客様同士もしくはお客様と第三者の間で紛争や問題が生じた場合には、当社は一切関与せず、自己の責任と費用で解決するものとします。

第 16 条（契約内容の変更）

当社は、必要に応じて本契約の内容を随時任意に変更することがあります。

本契約を変更した場合はサイト上（<https://qazero.com/>）にその旨を掲載し、掲載した時点で変更の効力が発生するものとします。

第 17 条（準拠法・協議・合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とします。

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、協議の上速やかに解決を図るものとします。

お客様と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、当社本店所在地（兵庫県神戸市中央区）を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

以上

2024 年 2 月 1 日 制定

2026 年 3 月 1 日 改定

2026 年 4 月 1 日 改定